

令和8年7月8日

## 笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地の農地の借受申込み に関する質問回答書

質問事項1 令和8年6月22日  
質問事項2、3 令和8年7月 2日更新  
質問事項4 令和8年7月 8日更新

### 質問事項1

借受申込書(様式1)の「1 借受希望する農地」の「(2) 農作物栽培区域の農地」について

- ① 第1希望と第2希望の所在欄に「\_\_番又は\_\_エリア」とありますが、書き方としては、31番であれば「31番又は\_\_エリア」、Aエリアであれば「\_\_番又はAエリア」と記入し、第1希望と第2希望の各欄には「31番又はAエリア」と両方を書くことはない、という理解でよろしいでしょうか。
- ② 下部の「希望する最大筆数(エリア数を含む)」の欄は、今回の最大数は31番とAエリアの「2」となり、実質的には「0~2」の数字が入るといふ理解でよろしいでしょうか。

(答) いずれも、ご認識のとおりです。

- ① 第1希望、第2希望の各所在欄は、借受希望する農地の地番又はエリア名のどちらか一方をご記入ください。
- ② 農作物栽培区域の募集地は31番とAエリアの2区画のため、「希望する最大筆数(エリア数を含む)」は1又は2になります。

### 質問事項2

農作物栽培区域の募集地はAエリアと31番があります。

例えば、Aエリアに第1希望として応募した会社が1社、31番に第1希望として応募した会社が2社あった場合、まず31番地で2社による選考が行われ、1社が選ばれるという理解でよろしいでしょうか。

その場合、選ばれなかった1社と選ばれた1社は、その後Aエリアで競争できませんでしょうか。

また、最初からAエリアに応募していた1社も31番で競争できますか。

つまりAエリア、31番ともに、第1希望として応募した会社のみで選考・決定されるという理解でよろしいでしょうか。

(答) 区域ごとの申込者全員の中で、まずは、総合評価点が最も高い者に第1希望地を配分します。

その後は、すべての農地が配分されるまで、申込者の総合評価点を再計算し、その最も高い点数の者に上位希望地を配分する手順を繰り返します。

(詳しくは、募集案内P31の「2 貸付地の決定方法」をご参照ください。)

#### 質問事項 3

計画書（別紙 4）の「1（1）借受希望する農地の栽培計画」は、初年度 4 月からの栽培計画でよいでしょうか。

牧草等が作付けされていた農地の場合、刈取りが 5 月まで終わらないと思いますが、デントコーン 2 期作では、4 月に播種しないと難しいです。

（答）作物によっては年度をまたいで作付けとなることが想定されますが、貸付期間は令和 9 年 4 月 1 日からのため、4 月から作付けができるものとして、栽培計画を作成してください。

なお、年度をまたいで作付けする予定の農地につきましては、新旧の借受者間で作付けの調整をしていただくこととなりますので、ご了解願います。

（詳しくは、募集案内 P3 の「5 応募資格」のキをご参照ください。）

#### 質問事項 4

国税（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）」の納税証明書の様式を教えてください。

（答）税務署で発行される納税証明書の種類のうち「その 3」、「その 3 の 2」、「その 3 の 3」のいずれかとしてください。

（詳しくは、国税庁ホームページの「納税証明書の交付請求手続き」をご参照ください。ホームページのアドレス：

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> )